平成２２年（フ）第１１２１号
北九州市小倉北区上富野３丁目18番10号
債務者　中野　栄一
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３３３号
北九州市小倉南区中吉田４丁目21番20号
債務者　岡田　　梢
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３７９号
北九州市八幡西区京良城町１番15号
債務者　玉田　隆之
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３８０号
北九州市八幡西区京良城町１番15号
債務者　玉田みどり
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６７４号
大分市大字古国府393番地の１
債務者　塩崎　卓也
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６９０号
大分市高城新町４番27号　クレール高城新町Ｃ201
債務者　地本　研二
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第７１４号
大分県別府市石垣西６丁目３番18―305号　佐藤ビル
債務者　吉田　元子（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第７２１号
大分県別府市大字鶴見1953番地の９　扇山ハイツＢ102号
債務者　安部　智幸
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第７２２号
大分県別府市大字鶴見1953番地の９　扇山ハイツＢ102号
債務者　舩石　頼子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５５５号
宮崎市大字島之内7085番地、前住所宮崎市大字芳士1077番地１　県営住宅104棟８号
債務者　大迫　友和
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３号
宮崎市大塚町馬場崎3594番地１
債務者　山口　真奈（旧姓迫尾）
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２６４号
宮崎県都城市高崎町大牟田107番地17、前住所福岡県久留米市荘島町330番地３　エバーライフ　ネアシティ久留米壱番館101号
債務者　黒原　哲郎
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第６４８号
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目20番20号
債務者　村田あけみ
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８３８号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町１番17―701号
債務者　萩原　盛仁
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８４１号
鹿児島県熊毛郡中種子町増田291番地
債務者　加藤　大智
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４号
鹿児島県大島郡龍郷町安木屋場2366番地
債務者　伊集院テルヱ
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第１８０号
鹿児島県曽於郡大崎町假宿1029番地25、旧住所鹿児島県志布志市有明町原田2087番地
債務者　中村　和久
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係